

<p>第576号 2015年10月23日 共同実施を断念させよう</p>	<h1>東学</h1>	<p>東京都学校事務職員労働組合 東京都新宿区高田馬場3-14-14 03-3367-6783 東学Web http://tougaku.net/</p>
--	-------------	---

生活実態に見合った賃金引き上げ・再任用職員の 給与改善を勝ち取ろう！ 成績率、人事制度の改悪に反対しよう！

【10/16に東京都人事委員会勧告が出ました】

今春、民間春闘では一部大企業で2年連続の賃上げが行われました。しかし中小企業には波及せず、大多数の労働者にとっては、円安・消費税率引き上げによる物価上昇に追い付くものとなっていません。とりわけ全労働者の4割にも及ぶ非正規労働者の労働条件の劣悪さは深刻なものとなっています。

そのような状況を反映した都人勤も給料月額・特別給勧告は極めて不満な内容となりました。とりわけ再任用職員給与の扱いはもはや生存権の観点から言っても許されるものではありません。

またこの間、都当局が都労連交渉において成績率の査定幅拡大、級格付者の取り扱い見直しに言及していることも、看過することはできません。

賃金確定闘争は11月半ばに山場を迎えます。

生活実態に見合った賃金引き上げ・再任用職員の給与改善を勝ち取り、成績率の改悪、人事制度の改悪を許さず、ともに闘いましょう。

【東京都人事委員会勧告の概要】

1. 給料月額

公民格差(480円、0.12%)の解消のため、平均0.1%引き上げ。ただし1級・2級については、1級の初任給付近・2級の若年層以外は引き上げを行わない。

2015年4月1日に遡及して実施。

2. 特別給

年間支給月数を0.10月分(再任用職員は0.05月分)、勤勉手当で引き上げ。

2015年12月期から実施。

3. 再任用職員の給与水準改善について

「定年退職後の継続雇用制度に係る国や民間事業所の動向を注視しつつ適切に対応」として具体的言及を見送り。

【勧告に対する東学の見解】

1. 給料月額・特別給は生活実態に見合ったものになっていない

給料月額・特別給は円安・消費税率引き上げによる物価上昇に追い付かず、生活実態に見合った改善とはなっていません。

また勧告は「行(一)1級・2級については、長期にわたり給与上昇が続く構造となっており、また、3級以上との給料月額の重なりが拡大」しており、「職務給のさらなる進展等」が必要としています。今回、その一環として、1級・2級では1級の初任給付近・2級の若年層以外は引き上げをしない扱いとしています。都では2005年度の確定交渉で特別昇格制度が廃止されましたが、昇任制度は職員の適正な処遇には不十分なものです。とりわけ主任級職選考「種別B」の合格率は有資格者数の約7%と極めて低く抑えられています。(国では50歳代後半に上位級に昇任させる人事慣行があり、約9割の人が管理職手当支給対象である出先課長補佐級以上で退職できていました。現在、国では見直しが進められているようですが、都は先行して昇任抑制を行いました。)そのような昇任制度の問題を放置しているにもかかわらず、1・2級中高年齢層の給与を抑制するなど言語道断です。しかも今回、人事委員会は「都の問題意識に基づき」そのような勧告を行った、と言っています。このことは中立であるべき第三者機関としての責任を放棄したものと云わざるを得ません。

特別給は、成績率の適用など問題ある勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すべきです。

2. 無年金期間が生じている再任用職員の給与改善先送りはもはや許されない

今年度の定年退職者から、ついに年金支給年齢が62歳に引き上げられます。現行の給与水準は部分年金の支給を前提にしています。60歳代前半の生活を支えることのできる給与水準に改善することは使用者である東京都の重要な責務であり、これ以上の先送りは生存権の観点から言っても許されません。

【成績率の査定幅拡大は不合理だ】

この間、都当局は都労連との交渉の場で成績率の査定幅拡大を主張しています。成績率は、評価基準があいまいで評定者の恣意性を排除する保証のない業績評価に基づいています。このような不明朗な制度は職場の協力関係を損なうとともに、個々の職員を疲弊させモチベーションを低下させます。査定幅の拡大は不合理を増大させるもので反対です。

【級格付者の取り扱い見直しは都の昇任制度の現状、過去の経過を無視している】

また都当局は現在の級格付者(2級主事・3級主任)の存在を問題視し、その取り扱い見直しを主張しています。職員の適正な処遇には不十分な昇任制度の下で、都の特別昇格制度はそもそも当然あってしかるべきものでした。特別昇格制度は残念なことに2005年度の確定交渉において廃止されましたが、現在の級格付者は都当局自身の選抜を経てきています。今になって取り扱いの見直しなど断じて許されません。

危険な共通番号制度(「マイナンバー制度」)が開始

カードはなくても困りません。申請はしないようにしましょう

10/5以降、12桁の個人番号(「マイナンバー」)通知が始まりました。付番は拒否できないので、通知は取っておく必要があります。個人番号は、1/1からは当面、社会保障・税・災害対策の3分野に限り、官公庁にかかるときの手続きに使用されます。警察の捜査にも使用が認められています。将来的には銀行口座情報、医療情報、図書館利用情報等々への拡大も検討されており、今後、あらゆるものにリンク・拡大し、個人情報丸裸になるおそれがあります。さらに情報漏洩の危険もあり、そうなると被害の甚大さは想像もつきません。

1/1以降、個人番号カード(「マイナンバーカード」)が申請により交付されますが、こちらはあくまで任意で、なくても困ることはありません。申請しないことが制度への最も有効な反対の意思表示になります。カードの申請はしないようにしましょう。

都庁では10/5から入館セキュリティチェックが始まりました。都はいずれは機械式ゲートの設置を予定しています。ゲート設置後はそこにも「マイナンバーカード」が使用されるようになることは十分に考えられます。

また事業主としての都は今後、職員・被扶養者の個人番号収集・保管・廃棄を行います。学校現場では事務職員がそれに携わることになります。さらに政府は「マイナンバーカード」の職場一括申請も検討しているようですが、制度の趣旨はあくまで個人の意思に基づく本人申請です。職員に対して無理にカードの一括申請を求める必要は全くありません。

共同実施、定数削減等をはじめとして職場における労働条件の維持・向上のため、今ほど組合の団結の力が必要とされている時はありません。

あなたの組合への加入を必要としています。

加入のお申し込み・ご相談は、下記のところをお願いいたします。

本部連絡先: 世田谷区若林小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3413-0655

地区連絡先: